

健康こども部における福祉的課題を有する家庭への支援について

健康こども部こども家庭センターでは、18歳までの子どもと保護者の総合相談窓口として、地域ネットワークを軸とする「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）」の機能を活かしながら、福祉的課題を有する家庭への効果的支援に努めています。

1 要対協とは

要対協は、児童虐待等で保護を要する子どもや支援を要する保護者を、関係機関で連携・協力して支援していくため、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置している「子どもを守る地域ネットワーク」です。

2 花巻市における要対協

児童虐待や養育困難などの深刻な問題は、家庭内不和や経済的問題、健康状態等の要因が重なり合って発生します。花巻市では、子どもと保護者に関わる様々な関係機関で要対協を構成し、各機関が有する情報や知識を共有・組み合わせながら、福祉的課題をはじめ、複合的な課題を有する家庭の問題が深刻化しないよう、地域ぐるみで支援しています。

3 要対協の支援対象

①要保護児童（児童虐待認定（疑い）ケース）

保護者がいないまたは保護者に監護させることが不相当と認められる子ども

②要支援児童（要保護児童への重症化予防が必要なケース）

要保護児童ではないが、養育に関する保護者支援が必要と認められる子ども

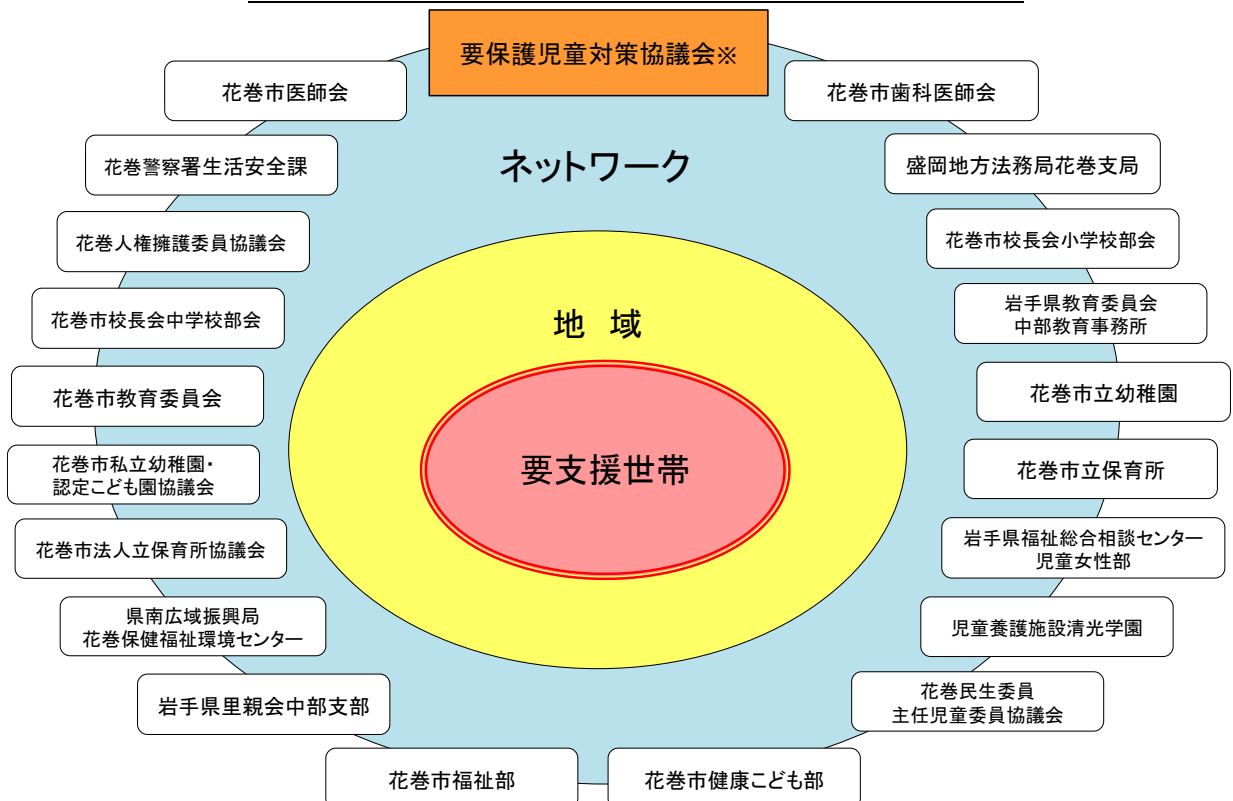
③特定妊婦（虐待歴あり、若年妊婦、精神疾患等ハイリスク妊婦）

出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦

④その他

児童虐待等のリスクは低いが、福祉的課題をはじめ複合的な要因を有する家庭

花巻市要保護児童対策地域協議会のネットワークのイメージ図



4 要対協の構造と運営

福祉の課題等、複合的な要因を有する家庭を、地域ぐるみで効果的に支援していくため、要対協の調整機関であるこども家庭センターにおいて、要対協に係る階層的会議の情報管理と関係機関のコーディネートを行っています。

	全体会議	実務者会議	定例支援会議	ケース検討会議
目的	要保護児童等に対する地域ネットワーク体制や取組方針等、総合的な検討	要保護児童等、要支援ケースの実態や支援状況等の情報交換	配慮を要する個別ケースの現状の共有と今後の支援方針等の検討	特段の配慮を要する個別ケースの支援方針の検討と役割分担
内容	①要保護児童等への支援体制や取組方針等の協議 ②活動状況の報告及び評価	①要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の近況確認と支援状況の進捗管理 ②定期的な情報交換	①直近の相談受理ケースの報告 ②終結ケースの確認 ③継続ケースの状況確認 ④困難ケースの対応方針等の検討 ⑤その他、関係機関と連携・協力を要するケースの情報共有	①支援経過の確認情報の共有 ②役割分担 ③支援方針の検討及び決定
出席者	各機関の代表者	各機関の実務責任者	下記機関の職員 こども家庭センター 児童相談所 市教育委員会 (SSW)	ケースに関わる者
開催	年 1 回	年 4 回 6 月、9 月、12 月、 3 月	年 8 回 実務者会議開催月を除く月	随時

<参考資料>

児童福祉法 （昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。